

様式第15の2(第22条の2の10第7項関係)

基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少
(基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休
止若しくは廃止)の周知の実施届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)
第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記
載すること。)
担当部署名(担当部署がある場合は、名称を記載すること。)
電話番号及び電子メールアドレス(連絡のとれる電話番号及
び電子メールアドレスを
記載すること。なお、担当
部署等がある場合は、当該
担当部署等の電話番号及
び電子メールアドレスを
記載すること。)

基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少(基礎的電気通信役務に用いられる電気通信
回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)を行いたいのので、電気通信
事業法第26条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする地域単位区域	
業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする年月日	
業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする業務	

業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする理由	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
業務区域の減少等により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
周知の実施方法	

- 注1 「業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする業務」については、「(何)サービスに係る業務」等と記載すること。
- 2 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先」については、利用者が連絡可能な連絡先を営業所又は事務所ごとに記載すること。
- 3 「業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務」については、当該代替となる基礎的電気通信役務(電気通信設備を変更することによりその代替となる場合にあつては、当該電気通信設備及び基礎的電気通信役務。以下この注において同じ。)の名称及びその内容のほか、業務区域の減少(電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報(当該代替となる基礎的電気通信役務に関する事業者間協議を行つた場合にあつては、その情報を含む。)を具体的に記載すること。
- 4 「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報(その提供方法を含む。)について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。
- 5 「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか(項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法)を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行つている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。